

令和8年9月24日

自衛隊東京地方協力本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。

2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
6	光回線使用料	自衛隊東京地方協力 本部及び 江東出張所	8.11.1～9.3.31	8.9.24	8.9.30 10:00	8.9.30 10:00		

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒162-8850 東京都新宿区市谷本村町10番1号

(1)契約等に関するお問い合わせ

自衛隊東京地方協力本部 総務課 会計班 担当:木村

電話番号:03-3268-3111(内線48045) メールアドレス:adm1-tokyo@pco.mod.go.jp (admの次は数字の1)

(2)仕様書等に関するお問い合わせ

自衛隊東京地方協力本部 総務課 管理班 担当:伊藤(48049)

電話番号:03-3268-3111(内線48054) メールアドレス:adm1-tokyo@pco.mod.go.jp (admの次は数字の1)

※メールを送付した場合は、必ず着信の確認をお願いします。

見 積 書

件名リストー連番号	6		
調 達 要 求 番 号	6PDY1C10021	契約実施計画番号	6PDY1PM00370

見 積 金 額

(消費税及び地方消費税を含まない)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
光回線使用料	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入(履行)場所	自衛隊東京地方協力本部及 び江東出張所	納 期	8.11.1	～	9.3.31
契 約 保 証 金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「駐屯地用標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和8年9月30日

分任契約担当官

自衛隊東京地方協力本部長

鹿子島 洋 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 及
び 連 絡 先

仕 様 書

作 成	年 月 日	令和8年9月9日
	所 属	自衛隊東京地方協力本部 総務課
	階級・氏名	防衛事務官 宮原 哲史
品 名	光回線使用料	
数 量	1 式	

1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊東京地方協力本部で使用する業務用電子計算機に対応した光回線の構築及び通信料等の調達において使用する。

2 光回線利用期間

令和8年11月1日～令和9年3月31日

3 調達範囲

光回線の導入工事費、光回線使用料、光回線終端装置（ONU）及びルーター等のインターネット接続に必要な機器等の使用料及びインターネット接続サービス（プロバイダ契約）料

4 使用場所

使用場所	所在地
城東地区隊本部及び江東出張所	江東区亀戸1-8-9 岩上ビル2階

5 調達条件

- (1) プロバイダ契約が一体となっていること。
- (2) 光回線終端装置（ONU）及びルーター等のインターネット接続に必要な機器等を提供すること。細部設置位置等は契約担当官等との調整により決定する。
- (3) 通信方式
IPoE接続方式を利用し、通信速度は最大上り1Gbps以上、下り2Gbps以上とする。
- (4) 固定IPアドレスが使用できること。
- (5) 同時接続可能数
30台以上の通信機器と同時接続ができること。

(6) 電波状況等使用環境上の問題が生じた場合には、官側の求めに応じ速やかに対応すること。

(7) 態 勢

請負業者において本件調達を実施・総括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またはそれに準ずる情報セキュリティ体制が整っていること。

6 サプライチェーンリスクへの対応

本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負業者、再委託先等を含む。）は、光回線の使用及び通信利用について、情報の漏えい若しくは破壊または機能の不正な停止、暴走その他障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、または知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機能等の埋込みまたは組込みその他官側の意図せざる変更を行わないものとし、かつ、そのために必要な相応の管理を行うこと。

7 導入工事に関する要求

- (1) 第2項で定めた時期に利用できるよう導入工事を完了させる。導入工事の実施日は官側との調整により決定する。この際、導入工事実施の時間帯は9時から17時の間で作業完了することを原則とする。
- (2) 工事に際して、他の箇所に損害を与えないよう十分注意して実施し、万一損害を与えた場合は、請負業者の責任において補修等の原状回復を行うものとする。また、作業により汚れ等が発生した場合には清掃する。
- (3) 工事に関係のない場所等への立ち入りは禁止する。

8 保 守

- (1) 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日問い合わせ可能な状態とすること。
- (2) 保守又は修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。

9 保 全

- (1) 契約の相手方は、この契約の履行にあたり、直接又は間接に関わらず知り得た情報の管理に万全を期すとともに、別途利用や部外への公表等は、官側の承認なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- (2) セキュリティ規格としてWPA3規格に適合したものであること。また不特定多数の者が容易に接続できないように、接続時にはパスワードを要求できるものとする。

10 検査・監督

検査・監督は、契約担当官等が定める検査・監督実施要領による。

11 その他

この仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。